

◎新潟県告示第1096号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1
新潟交通株式会社	新潟市中央区万代1丁目6番1号
有限会社新潟市民映画館	新潟市中央区八千代2丁目1番1号
株式会社新潟日報社	新潟市中央区万代3丁目1番1号
公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階
公益財団法人燕西蒲勤労者福祉サービスセンター	燕市大曲3015番地
公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター	長岡市今朝白1丁目10番12号
長岡商工会議所	長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3
一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26
アソビュー株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8階

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県立近代美術館観覧料徴収事務（「描く人、安彦良和」前売観覧券観覧料）

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年2月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和7年12月16日